

## 仕 様 書

### 1. 概 要

(1) 件 名 令和7・8年度国立能楽堂主催公演宣伝用印刷物の製造

(2) 目 的

本件業務は、独立行政法人日本芸術文化振興会国立能楽堂（以下「能楽堂」という。）主催公演（以下「公演」という。）のチラシ及びポスターの製造（レイアウト、印刷、納品等）を、一括して請け負わせるものである。

(3) 対象となる公演

令和7年7月公演から令和9年6月公演まで（月1回・全24回）

(4) 請負代金の支払

本件業務の請負代金は、1回の成果物引渡し完了ごとに作成される請求書類を、能楽堂が受領した日より30日以内に振込送金にて支払うものとする。

### 2. 業務内容

この業務内容はあくまでも基本的な内容であり、個別の仕様については本項において示す範囲内において変動する。

(1) 公演チラシ製造

- ① 様 式 A4サイズ 表面4色 裏面1色
- ② 数 量 21,000枚（1回）
- ③ 用 紙 再生マットコート紙 菊判62.5kg相当
- ④ 版 式 オフセット（4C+1C）
- ⑤ 内 容

- a) デザイン 表面：能楽堂が指定する外部デザイン事務所が行う。  
裏面：表面のデザインに適したデザイン・レイアウトを行う。
- b) 入稿 表面：デジタルデータ（アドビイラストレーター）で外部デザイン事務所デザイナーから直接入稿する。
  - ・装束模様等の切り抜き作業あり。裏面：テキストはデータ入稿。（原則として納品日の4週間前）
  - ・作字（常用漢字外など）あり。
  - ・原則として能楽堂を入稿場所とする。
- c) カンプ校正（裏面） 2回
  - ・本紙校正（デジタル色校正不可）。
  - ・3部出校のこと。
  - ・請負者において、内校を実施した後に校出すること。
- d) 色校正 2回
  - ・本紙校正（デジタル色校正不可）。
  - ・校正紙は、表・裏各2部出校のこと。
  - ・外部デザイン事務所との校正は、デザイナーとの直接授受とする。

- e) 梱包 原則として、1, 000枚を1梱包とし（100枚毎に仕切紙を挿入する）、クラフト紙にて梱包する。
- f) 納品 原則として当該公演の前々月1日（1日が土・日・祝日等の場合は、両者協議のうえ納品日を決定する。）
  - ・納品は、請負者自身（搬入業者のみは不可）が、能楽堂内の1階及び2階に行く。ただし、2階に上がるためのエレベーターはない。
  - ・汚損等の製品の瑕疵により、納品を受け入れられない場合、刷り直し等を行うなど責任をもって対応すること。
  - ・完成したチラシ（表面及び裏面）の画像データを、ファイル形式：J P E G（低圧縮）、サイズ縦 1695px×横 1198px にて能楽堂営業課宣伝編集係に納品すること。メールでも可。
- g) 返却 入稿したデータ類は、納品後7営業日以内に能楽堂営業課宣伝編集係に返却すること。

## （2）公演ポスター製造

- ① 様式 A1サイズ 表面4色 裏面なし
- ② 数量 100枚（1回）
- ③ 用紙 再生マットコート紙 菊判93.5kg相当
- ④ 版式 オフセット（4C+0C）
- ⑤ 内容
  - a) デザイン 能楽堂が指定する外部デザイン事務所が行う。
  - b) 入稿 デジタルデータ（アドビイラストレーター）で外部デザイン事務所デザイナーから直接入稿する。
    - ・装束模様等の切り抜き作業あり。
  - c) 色校正 1回
    - ・本紙校正（デジタル色校正不可）
    - ・校正紙2部（能楽堂1+デザイナー1）出校のこと。
    - ・外部デザイン事務所との校正は、デザイナーとの直接授受とする。
  - d) 梱包 能楽堂が指定する下記枚数で分割し、クラフト紙にて梱包する。
    - ・30部×2包
    - ・40部×1包
  - e) 納品 当該公演の前々月1日（1日が土・日・祝日等の場合は、両者協議のうえ納品日を決定する。）
    - ・納品は、請負者自身（搬入業者のみは不可）が、能楽堂内の1階及び2階に行く。ただし、2階に上がるためのエレベーターはない。
    - ・汚損等の製品の瑕疵により、納品を受け入れられない場合、刷り直し等を行うなど責任をもって対応すること。
  - f) 返却 入稿したデータは、納品後7営業日以内に能楽堂営業課宣伝編集係に返却すること。

## 3. その他

- （1）能楽堂ロゴ、写真等、デザインの構成要素となる基本データ及び文字原稿は、支給する。
- （2）作字に対応できること。（稚拙な作字は認めない。）

- (3) デザインに使用する写真等の分解・切抜き・データ修正を行うことがある。その場合は能楽堂営業課宣伝編集係と協議し、その指示に従うこと。但し、その費用は別途とする。
- (4) 校正について上記に記載の回数で能楽堂の承認が出ない場合でも、請負者は承認を受けるまで行うこと。
- (5) グリーン購入法適合商品がある場合はその製品を使用することとする。調達不可能な場合は、可能な限り古紙使用率の高い再生紙を調達すること。
- (6) この製造で発生した生産材は、請負者の責任において適切に処分すること。
- (7) 請負業者側の営業担当者は、毎月、業務の工程表を作成し、それによって計画的に作業を進めること。実施に当たっての詳細及びその他不明な点については、能楽堂営業課宣伝編集係と協議し、その指示に従うこと。